

「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の取扱通達の全部改正について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(郵便物に係る保全担保)</p> <p>7-2 法第7条第7項<<郵便物の内国消費税の納付等>>の規定による内国消費税の保全担保は、関税法第77条第7項<<郵便物の関税の納付等>>の規定により関税の保全担保を提供させるときには、必ず提供させるものとする。</p>	<p>(郵便物に係る保全担保)</p> <p>7-2 法第7条第5項<<郵便物の内国消費税の納付等>>の規定による内国消費税の保全担保は、関税法第77条第7項<<郵便物の関税の納付等>>の規定により関税の保全担保を提供させるときには、必ず提供させるものとする。</p>